

第2号様式（第4条第1項関係）

情報公開決定通知書

伊東市指令教生第30号

平成28年3月25日

森 篤 様

伊東市教育長 内山 義夫



平成28年3月16日付けで請求のあった情報の公開については、伊東市情報公開条例第9条第1項の規定により次のとおり公開することを決定したので、同条第2項の規定により通知します。

情報の名称	史跡江戸城石垣石丁場跡の保護に関する打ち合わせ（復命）
公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 郵送）
公開の日時	平成28年 3月 25日 10時
公開の場所	伊東市教育委員会生涯学習課
手数料	<input checked="" type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 有料（      円）
費用	<input checked="" type="checkbox"/> 写し作成（ 1枚 10円） <input type="checkbox"/> 送付（      円相当の切手）
担当	伊東市教育委員会生涯学習課 文化財担当 杉山宏生 電話 32-1963
備考	

- （注） 1 情報の公開を受ける際は、この通知書を係員へ提示してください。  
2 指定された日時が都合の悪い場合は、あらかじめ担当課へ連絡してください。  
3 写しの送付を希望する方は、写しの作成費用については現金又は定額小為替証書を、送付については相当する額の切手を送付してください。  
4 手数料の納付が必要となる方で写しの送付を希望する方は、現金又は定額小為替証書を前項の費用と一緒に送付してください。


決裁	教育長	教育次長	課長	補佐	係長	係	係
(供覧)			富士	伊東	杉山	杉山	熱海

史跡江戸城石垣石丁場跡の保護に関する打ち合わせ（復命）

次のとおり復命します。

平成28年2月29日

生涯学習課長 富士 一成 様

主 査 杉山 宏 

- 1 日 時 平成28年2月26日（金）午後2時30分から午後5時
- 2 場 所 神奈川県小田原市おだわら市民交流センターUMECO会議室
- 3 出席者 静岡（県1人、熱海1人、伊東1人）、神奈川（県1人、小田原3人）
- 4 会議の目的 史跡江戸城石垣用石丁場跡の今後についての協議
- 5 概要

(1) 国指定告示の対応について

各市それぞれで対応する。

(2) 当面の現状変更への対応について

- ア 保護法の改正により、市に降りる許可権限の範囲が広がる
- イ 草の伐採は許可が必要ない。木は抜根しなければよい。
- ウ 林業に関わる部分が大いと思われる。（伊東市では考えられない。）  
通知書を渡す時に、許可が必要な行為を記したパンフレットを渡す。  
（今後、小田原市が作成し、熱海、伊東に配布。）

(3) 今後の整備、保存活用等の取り組みについて

ア 保存管理

- ・保存管理計画は、足並みをそろえてできるか。  
小田原市では、小田原城の整備があり、現状での見通しはわからない。  
方針が示されるまで、計画に着手することが難しい。
- ・保存管理計画は3カ年ぐらいで作るのが一般的だ。  
1年目 測量を行い、地形図や図面作成  
2年目 委員会を作る  
3年目 報告書作成  
保存管理を手掛けるコンサルタントに委託することが多い。
- ・保存管理計画は、国庫補助対象事業となれる。
- ・国庫補助事業として実施するには、実施年の前年6月ぐらいに文化庁に相談する必要がある。
- ・保護に対する基本方針など、半分ぐらいは共通にする必要がある。

イ 28年度の予定

- ・静岡県では、県が中心となり、秋の文化財ウィークでシンポジウムを行う予定。  
会場は熱海市。
- ・小田原市でも、11月か12月にシンポジウムを行う予定。
- ・伊東、熱海では簡易な看板を作る予定である。

以 上